

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成27年3月6日（金）午前9時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	下深迫 孝二 君	副委員長	前 島 広 紀 君
委員	木野田 誠 君	委員	中 馬 幹 雄 君
委員	厚 地 覺 君	委員	新 橋 実 君
委員	常 盤 信 一 君	委員	岡 村 一二三 君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 志 摩 浩 志 君

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

- 6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	川 東 千 尋 君	建設政策課長	茶 圓 一 智 君
建設政策課主幹兼政策G長	別 當 正 浩 君	建設政策課政策G主任主事	宮 原 健 介 君
建設施設管理課長	長谷川 俊 巳 君	建設施設管理課道路管理G主幹	大岩根 充 一 君
土木課長	寺 田 浩 二 君	土木課主幹兼道路整備第1G長	松 形 一 敏 君
土木課道路整備第2G長	三 島 由起博 君	建築住宅課長	松 元 公 生 君
建築住宅課主幹兼建築G長	侍 園 賢 二 君	建築住宅課建築G主査	鶴ヶ野 浩 二 君
建築指導課長	瀬 戸 司 君	建築指導課主幹兼建築指導G長	松 崎 浩 司 君
建築指導課建築指導G主任技師	松 岡 亮 君	都市計画課長	池之上 敦 君
都市計画課課長補佐	牧之瀬 光 博 君	都市計画課都市整備Gサブリーダー	池 田 康一郎 君
農林水産部長	馬 場 勝 芳 君	農林水産政策課長	木野田 誠 君
農林水産政策課政策G長	鎌 田 順 一 君	林務水産課長	石原田 稔 君
耕地課長補佐	徳 丸 慎一郎 君	耕地課耕地第1G長	川 崎 千 秋 君
商工観光部長	藤 山 光 隆 君	商工振興課長	池 田 洋 一 君
商工振興課課長補佐兼商工観光政策G長	田 島 博 文 君	商工観光課企業振興室長	谷 口 隆 幸 君
関平温泉・関平鉱泉所特任課長	武 田 繁 博 君	関平温泉・関平鉱泉所	立 元 義 幸 君

- 7 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

湊 哲 雄 君

- 8 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 甲 斐 平 君

9 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第 2号 霧島市手数料条例の一部改正について

議案第 8号 霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

議案第 18号 霧島市立地企業等設備投資促進に関する条例の制定について

議案第 23号 市道路線の廃止及び認定について

議案第 24号 字の区域の変更について

議案第 26号 土地の取得について

議案第 27号 請負契約の締結について（H26 関平鉱泉所建替建築工事）

議案第 28号 請負契約の締結について（H26 関平鉱泉所建替製造機器設備工事）

陳情第 1号 市道小田・小浜線を加治木JCに直結し、国道10号線の渋滞と騒音を緩和して住民の安心安全に資するため、市道を増設するための陳情

10 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前9時00分」

○委員長（下深迫孝二君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は去る2月24日の本会議で委員会に付託になりました議案8件及び陳情1件の審査を行いたいと思います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。まず、陳情第1号、市道小田・小浜線を加治木JCに直結し、国道10号線の渋滞と騒音を緩和して、住民の安心安全に資するため、市道を増設するための陳情について審査をいたします。陳述人の説明をお願いします。

○陳述人（湊 哲雄君）

今日は貴重な時間をいただきまして、陳情について説明を聞いていただき本当にありがとうございます。陳情内容について説明をなさйтеということでしたので、お手元に資料があるんじゃないかと思えます。小田・小浜線というのは現在、小野浜トンネルから1kmくらい向こうですか、国道に合流しているんですが、最近ちょっとまた信号待ちが多くて、非常に渋滞する。そして国道10号と市道小田・小浜線の両方が渋滞をする状態になって、国道10号線の沿線の方々の要望は、もう何十年も前から出ていたんですけども、非常にうるさいと。そして、暴走族が深夜までバイクでバーっとふかしながら、そんなのもう困るということで話を聞いていたんですけども、もうその方は悩みながら亡くなられましたけども。しかし現在もその状況は変わってないわけなんですよね。この市道は元々隼人町がそこに書いてありますが、数百戸に及ぶ住居を、ガーデンシティとして建設しようとしていた

んですけども、これがいろんな事情で、たぶんバブルが弾けたという状況じゃないかと。それでおじゃんになって、市道だけが開通しているわけですけども、さっき申しましたように非常に渋滞して市道のほうも国道10号のほうも渋滞して、そして加治木ジャンクションまで延ばしてもらったという要望は前からあったし、私もそう考えておって、旧隼人町時代に工事が行われる段階で、それは申し入れをしました。しかし、そういう計画はないということで現在のようになっていますが、隣の加治木町にそのとき聞いたら、実はそういう伏線腹案もあるんだと、そういうふうにおっしゃいました。やはり最初からあそこまで開通していれば、非常にスムーズに渋滞もなく通行できるんじゃないかなど。たまたま昨年の夏に国会議員の国政報告会というのがありまして、その場である10号線沿線の御婦人の方がものすごい悩みを切々と訴えられました。そして国会議員さんも「そういうのがあるんだったら、市のほうでそういう計画が浮上してきますと、あと県とか国の段階では私が責任を持つ」と、そういう発言もあったものですから、陳情をそのように申し上げた次第です。舌足らずの点があったかも分かりませんが、委員の方々からの質問がございましたら、私ができる範囲内で回答したいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま陳情者の方から御説明をいただきました。この件につきましては、先に現地調査も行っておりますけれども、これより陳情第1号について陳述人への質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

ちょっとお伺いしますけれども、今回の陳情においては、小浜地区には、自治会長さんとか公民会長さん、そういう方もいらっしゃると思うわけですけども、そういう方々はどのような形でこの陳情について考えていらっしゃるのかお伺いします。

○陳述人（湊 哲雄君）

今の件は、最初から公民館長さんも、公民館長も国政報告会の場におられましたので、陳情はしようということになっていたんですね。国勢報告会は去年の夏のことでしたが、9月議会、12月議会ですか、それから今度はまた3月議会でしょうか。私もそれまでずっと様子を見ていたんですが、全然そういう動きがないと。しかし、公民館の定例会というのがあるんだけど、ここでは陳情を出すという発言があったらしいですけども、なかなか実現していない。周りの方々からは出されるんじゃないですかという話がありましたが、直接私が話を持っていきまして、「陳情はどうなっているんでしょうか、もう私が出しましょうか」と言ったら、やはり公民館のほうで出したほうがいいだろうからということで、最初は公民館で出すという考えを持っておられたんです。しかし、今この段階でまた確かめてみましたら、今度の4月からの小浜の地域おこしグループというのがあるんですが、これで一応、計画の中に出すから陳情は出さないと。最初は、陳情を出すとおっしゃったんですけども、陳情を出さないと。そして署名も貰いに行きましたけれども、余りいい返事がもらえなくて、その地域おこしグループの委員会の方にも一応了解を得ております。こういうふうに陳情を出しますの

で、後の計画のほうはちゃんと新年度からの事業計画の中にこれを入れていただいて、極力また小浜の意向を上げていただきたいという要望はしてございます。以上でよろしいでしょうか。

○委員（新橋 実君）

今、地域おこしグループと言われましたけれども、霧島市の場合は各地区自治公民館でまちづくり委員会というのがございまして、たぶんそのことだと思いうわけですけれども、やはりそういった計画を地域であげてもらって、それを市のほうに提出すると、そういうことがまず大前提になって、私たち議員もそれにのっとりながら計画を進めていくというような形になっているわけです。そこについては、そちらのほうからもあがってくるということで理解してよろしいですか。

○陳述人（湊 哲雄君）

ちょっと私、耳が遠くなったものですから聞き取りにくい面もありましたけれども、ちょっと概要が分かりかねたんですけれども、短当直入にパッと分かるように教えていただきたいです。

○委員（新橋 実君）

地域興しグループと先ほど言われましたよね。そちらのほうにも話をしたら、そちらのほうからも提出をするというようなことを言われましたよね。

○陳述人（湊 哲雄君）

その地域おこしグループからは陳情じゃないんです。地域おこしグループの活動として、こういう項目もあるから一応その計画の中にそれも入っていますと。私はその地域興しグループのトップの方にも話をしましたが、いろいろアベノミクスでも第一の矢、第二の矢、第三の矢、そういうのがあるから、私が一応、第一の矢を放ちますから、あと第二、第三の矢はよろしく願いますと申し上げておきました。

○委員（木野田 誠君）

ここに陳情書が上がってきているわけですが、これを読み取りますと、この市道小田・小浜線の騒音とかどうのこうのではなくて、10号線の騒音とか渋滞がひどいから、新しくできた小田・小浜線のほうに10号線を避けてあっちに、車がたくさん走るように、便利がよくなるように道路を加治木のほうへつないでくれというような捉え方でよろしいんですか。

○陳述人（湊 哲雄君）

そのとおりです。結局、渋滞を分散することで、やはり10号線のほうも住んでいる方々などは非常に助かるのではないかと。昼夜を問わず窓も開けられないという、そういう切々たる訴えがあったものですから、今、委員の方がおっしゃったとおりです。向こうのほうの渋滞も今のところ信号待ちが長いものだから、そこに車が詰まって、もうみんな知っていますね。ここの議会事務局の方も知っておられました。あそこの出口のところは渋滞するようになりましたねと。そこがジャンクションまで、ずっと直通になると、国分方面、隼人方面から来る車も市道を利用する方が多いんじゃないかなと。そういうことで、渋滞緩和ということにつながるんじゃないかなという判断でございます。

○委員（木野田 誠君）

そうすると、要は問題は市道のほうにあるんじゃないかと、10号線の渋滞と騒音が一番の原因。裏を返せば10号線のほうの対策をしてくださいと。そういうふうにも捉えられるんですが、それでよろしいですか。

○陳述人（湊 哲雄君）

騒音だけじゃなくて横断歩道もないもんですから、バス停に行くのに非常に難儀をしているというように言われますので、実際にあそこで事故が起こるんですよ。バス停に行く年寄りたちが通行するもんだから。横断歩道もないのもものすごく困るということで、国土交通省にも東九州自動車道の加治木・隼人線を通るときに私の山林も引っかかったものだから、そこへも要望を申しあげました。そして、一応そういう要望を申し上げましたけれども、歩道の整備はされましたけれども、横断歩道はないんですね。横断歩道があるとまたそこ辺りが渋滞をしてしまったという問題なんかいろいろあるんじゃないかと思います。国道事務所にも何回も行きました。そういうことなんですけど、国道事務所のほうはなかなか動かないんです。だから、やはり私たち住民としては市道に向こうまでつなげてもらえば、先ほどから何回も申し上げますように、渋滞が両方で受け持つという形になるので、少しは改善されるんじゃないかと、そういう判断でございます。

○委員（中馬幹雄君）

私も広瀬におりまして、10号線沿いに住んでいます。確かに車が多くて普通の道路の横断というのは厳しいところがあるんですが、ただ今回のこの要望につきましてちょっとお伺いしますけれども、隣の加治木のほうにはこういうのを出されているんですか。というのが、これは向こうが計画しなければ、こちらばかりしても何もならないということですよ。やはり一体となった計画でないといけませんけれども、向こうにも出されているんですか。

○陳述人（湊 哲雄君）

私とその市道小田・小浜線ができる段階で旧隼人町に打診したら、そういう計画はないと。私もちょっと出しゃばった考え方もしれませんけれども、加治木のほうに問い合わせてみたら、そういう計画が一応旧隼人町から出てくれば、私たちもそういう対応をします。当時の方はそうおっしゃいましたね。加治木の方ですよ。だから、失礼な言い方だけれども、やはりちょっと自治体間の連携がうまくいってないのかなということを感じました。

○委員（中馬幹雄君）

今、言われました向こうの話というのは、霧島市が合併する前に行われたということですよ。ということは、もう既に10年になりますけれども、現在においてはそういう話は向こうにはされていないですか。

○陳述人（湊 哲雄君）

現在においては確認しておりません。ただし、先ほど国政報告会のときに代議士さんがこちらのほうで、市道に向こうのほうに延長をするという計画があれば、県・国は私が責任を持つと、そういう言葉が出て、その国会議員さんは既にジャンクションから始良町のほうに行く高速の側道があるんで

すよね。これを4車線するのは私が手掛けましたと。だから今度の場合もジャンクションにつなぐという計画が出てくれば、力添えをしたいという力強い言葉があったもんですから、そういう実情です。よろしいでしょうか。

○委員（新橋 実君）

以前、東九州自動車道が無料化になって通行したことがありましたよね。そのときは10号線の渋滞とか、市道の渋滞の関係はどうでしたか。

○陳述人（湊 哲雄君）

そのときはその渋滞状況というのは、そこを通っていないわけですから。向こうのほうに回っているわけですから。だから国道10号線は小浜の信号の小学校の下から行って、あそこの西インターから行ったわけですから、こっちは全然来ないわけですよ。だからちょっとそこは分かりません。行けないわけですから。

○委員（新橋 実君）

私が言いたいのは、東九州自動車道の隼人、加治木ジャンクション間を無料化にすれば、交通渋滞は緩和されるというような話があったわけです。だから、それをすることによって小浜の渋滞の緩和ができるんじゃないかと思うんですけれども、そういった方法もあるわけですが、それについてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○陳述人（湊 哲雄君）

そこまでは思いたりませんでした。しかし、私も東九州自動車道ができるときには、先ほども言いましたが、山地を提供したのだから、ここにもいろいろ関わって、国土交通省とかそういうところまで、直接電話をしたりいろいろしたんですけれども、無料化になればそれはちょっと予測ですから、私には分かりません。なった場合にどうだろうかっていうのは、ちょっと予測ができません。はっきりした確証が得られないから分かりません。

○委員（新橋 実君）

東九州自動車道の中でも大隅から鹿屋のほうにおいては、無料化しているところも結構あるわけですね。以前、こちらのほうもそういう話もあったわけですよ。そういったことを陳情することによって、こちらのほうの渋滞の緩和ができるんだとしたら、こちらのほうも先日、現場を見に行ったわけですが、非常に大きなお金が掛かるわけですね。そういったことを考えれば、そちらのほうがいんじゃないかというようなことも考えております。それは、今ここでの話ですけれども、そういったことで渋滞緩和ができるのであれば、そういったことも必要かなと思ったもんですから今、確認をしたところでした。

○陳述人（湊 哲雄君）

おっしゃるとおりなんです。私のところは国道10号線と小田・小浜線と東九州自動車道と3本が並行して走っているわけですよ。だから無料化して、市道のほうもジャンクションにつないでもらい、そうしますともう最高なんですけども。そう思います。今、議員さんのおっしゃるとおり、無料

化ができればそれも並行してやっていたら最高だと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳述人に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前9時23分」

「再 開 午後9時25分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き陳情第1号を議題とします。陳情第1号に対する執行部の見解の説明をお願いいたします。

○建設部長（川東千尋君）

陳情第1号、市道小田～小浜線を加治木J Cに直結し、国道10号の渋滞と騒音を緩和して住民の安心安全に資するため、市道を増設するための陳情について、御説明申し上げます。市道小田・小浜線は、隼人町野久美田の県道北永野田小浜線（野久美田橋）から、隼人道路と並行しながら、小浜小学校北側を通り、隼人町小浜の国道10号までの延長1,929mの道路であります。本路線につきましては、県道北永野田小浜線と国道10号を結ぶ新設の幹線道路として、旧隼人町時代から整備を進め、平成20年に完成し、供用開始しております。陳情にあります市道小田・小浜線から始良市の九州自動車道の加治木ジャンクションを結ぶ道路整備につきましては、本市の都市計画マスタープランにおいて、現在整備を進めております新川北線から西に向かって始良市まで結ぶ整備予定路線として位置付けされております。また、始良市の都市計画マスタープランにおきましても、加治木ジャンクション付近から霧島市隼人町を結ぶ「加治木・隼人連絡構想線」として、加治木東部地区の構想で広域幹線道路として位置づけされております。このようなことから、市といたしましては、将来的な整備の必要性を認識しておりますが、整備区間が長く、多大な事業費を要することから今後も事業実施に向けて引き続き、関係機関と協議を行いながら検討してまいりたいと考えております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（常盤信一君）

旧隼人町の時代の、北永野田小浜線と国道を結ぶ新設の幹線道路として造ったということになるわけですが、このときはどういう理由でそういうことにしなければならなかったのか分かりますか。分かればお示してください。

○建設部長（川東千尋君）

御質問は、隼人町時代にそういった道路を計画した経緯ということでお話し申しますと、御存じのとおり、あの辺にちょうど工業技術センターから西のほうにかけて隼人町時代に大きな分譲団地等の

構想があったり、あの一带をそういったいろいろな拠点的な部分で、人口増あるいはそういった工業団地系のそういった施設ができるといったような発想から、当時は県道北永野田小浜線が 10 号線に小浜の市街地でタッチしているわけですが、それを極力 10 号線、始良市、当時の加治木町ですね。加治木町方向のほうに一本の幹線を通していこうといったようなことで、その辺の一帯的な開発構想として、位置付けられた道路ではないかと、そのような話も聞いたことはございます。ただそれが現在の位置にタッチするに至った経緯につきましては、いろいろお聞きはしておりますが不明確な部分でございますので、答弁としては不適格と思いますので控えさせていただきます。

○委員（常盤信一君）

先ほど陳情者からも話が出たんですが、当時、10 号線の今のところに出るということは、今の部長の話だと思いますが、したがってその当時の加治木町との話というのは、旧隼人町の人たちは何かお話をされた経緯はあるんですか。

○建設部長（川東千尋君）

具体的にその当時、一緒にこの莫大な経費をかけてやりましょうという話ではなかったかと思うんですが、先ほどお話しましたように、現在も本市のマスタープランそしてまた始良市のマスタープランにもこの構想というのが、図面で図示されているわけございまして、当時も恐らく隼人町と旧加治木町の間では、そういった道路というのはやはり利便性は高まるだろうといったような話はなされたようには聞いております。実施にまでは至ってはおりません。

○委員（常盤信一君）

先ほど、部長のほうからも説明があったわけですが、今後、そういう意味で言うと将来的な必要性もあるので、協議をしてみたいということですが、計画という点では始良市とも協議をされながら、一定の方向性というのは検討されているというふうに理解をしてよろしいですか。

○建設部長（川東千尋君）

具体的な検討と言いますか、事務レベルではお互いにそういった構想をマスタープランに載せている以上は、このようなお話も何回かお聞きしますので、どうしても始良市のほうが負担的に大きくなる。ある意味、始良市に委ねている部分もありますので、始良市の状況を今のところ、いろいろお聞きをしている段階といったところであろうかと思えます。その中で、始良市と致しましては、やはりなかなかほかのいろいろな整備事業に取り組んでいらっしゃる部分もありまして、構想ではあるが、ここ近々というようなことは、なかなか現時点では予定はされていないようではあると。ただお互いの 2 つの市レベルでいくのか、あるいは現在ある、例えば隼人道路とか、国道そういった中であって、市だけでずっと整備を進めるのかどうかといったことも含めて、あるいは既存の隼人道路を今後、どういうふうに活用できるのかといったようなことも含めて、先ほど冒頭でありましたように、関係機関、県・国等ともそういった部分についてのお話は今後、させていただくべきかなと考えております。

○委員（中馬幹雄君）

他市が関係しているから、ちょっと厳しいところもありますが、実際、加治木ジャンクションから西側のほうは、10号線のバイパスとして工事がなされておりますよね。それでジャンクションで終わりにしないで、構想があるこの計画区域についても10号線のバイパスという考え方で、これから検討していくべきではないかと思うんですがどうですか。

○建設部長（川東千尋君）

国と道路公団、今ネクスコですね。その辺と若干いろいろ話をしてみました。今、国の位置付けとしましては、鹿児島方面からいきますと10号バイパスが始良のジャンクションに取り付いて、それについては10号バイパスとして、隼人道路がそういった位置付けで整備をされた。今、有料ですけれども、そういったことから加治木インターチェンジで隼人道路と国道の加治木バイパスが接続されることで、一定の道路の主要幹線道路網としてはもう整備されているという認識でいるので、隼人道路以外で再度どこかにバイパスをといたようなことは今は構想にないといったよう御返事でございます。

○委員（木野田誠君）

この陳情書の趣旨は、10号線が渋滞して騒音があると、それから横断もできないということで、10号線が起因して言葉は悪いですが市道のほうにとぼちりがきたというような陳情者の趣旨でありますけれども、私どもが通行するにしても加治木の日木山の最小の信号機、それから小田のほうも非常に渋滞するときもあるんですけれども、今、そのジャンクションと隼人道路の関係を言われましたが、これは国道10号線としてもやはり今、申しあげました渋滞とか、小浜のあの辺のことを考えるとどう見ても手を付けざるを得ないよう状況であるという気もするんですが、そこ辺の国道という観点からと県のほうに対してのお願いとか、陳情等は市のほうからはどういうふうになっているんですか。

○建設部長（川東千尋君）

先ほどお話いたしましたように、事務レベルでは今の国の考え、それは確認をしたところ、さきほど申しましたように国道の始良からのバイパスと隼人道路は接続していると、それで一方は現在、有料であると、そういった状況でただ有料、無料はあるけれども、一応交通網としてはつながっているという認識であります。それを加治木ジャンクションから県道伝いに下りて、現在の国道に下りて行くという形になると、また渋滞が発生するわけですが、そういったことについて、できるだけ交通の流れといったものをよくするためには、全体的に隼人道路にうまくのっかっていったほうがいいわけですので、そういったことについては、今後、国、そういった関係の団体と協議、お願いといったようなものは進めていきたいと思っております。例えば無料化にしてもらえないだろうかといったような陳情的な部分も過去にも上げている経緯がございます。ただ国のほうのネクスコそういった形のことについては、基本的には整備に要した費用の償還といったものなどを見据えて当面はどうでしょうかねといったようなお話もされますが、やはりその辺は今後も粘り強くいろんな協議は進めていきたいと考えております。

○委員（岡村一二三君）

陳情第1号関係の位置図が示されているんですが、現地調査でも話があったような気がするんですが、位置図で点線がありますよね。霧島市側の延長はどれくらいを試算されているのか、ちなみに始良市側のほうの延長はどれくらいを試算されているので、分かっていたらお示してください。

○土木課長（寺田浩二君）

この道路の始良市側の接続をどこにするかということで、延長が変わってくるということになりますが、仮に始良市側の接続を県道栗野加治木線のジャンクション付近にもってきますと、延長が約1.8kmとなりまして、霧島市が約400m、始良市側は約1.4kmというような構想になります。それから、始良市側の接続をこの県道栗野加治木県をまたいで国道10号線のバイパスのほうにスムーズに取り付けるような形にすると、延長が約2.4kmに増えるのではないかとこのように思っております。この場合それぞれの延長ですが、霧島市は400mで変わりませんが、始良市側は約2kmに増えるのではないかと考えます。

○委員（中馬幹雄君）

以前、単人道路が無料化された経緯がありますが、そのときはものすごく国道10号線の車が激減して、我々10号線沿いの住民は助かったわけです。それで国として加治木ジャンクションまで接続して、流れはできたというのであれば、加治木インターから国分インターまでを以前の無料化にすると、大体、居住密集地の10号線を通らずに済むわけですから、返ってそのほうが経費的にも問題がないんじゃないかなと考えるんですけれどもどうでしょうか。

○建設部長（川東千尋君）

正に今、委員がおっしゃったとおり、先ほども申し上げましたけれども、単人道路がもし無料化になれば、それで今回のこの要望についてもある程度一定の目的を果たすのかなと我々も考えております。先ほど土木課長が申しましたけれども、その約1.8kmから2kmぐらいを整備しますと、例えば参考ですが小野浜トンネルは170m整備いたしましたので、それで大体7億円以上掛かっております。トンネルだけですので結構コスト高になっておりますけれども、今回はその約10倍ぐらいの距離、当然、途中にはトンネルも数百メートル単位で出てきますので、それからしても小野浜トンネルの数倍以上の経費は掛かるだろうと、そういった経費を両市で負担しながら進めていくのか、それとも先ほど申しましたように、国あるいはネクスコ辺りにいろんな働きかけも今後続けるのかといったような選択肢を、今後いろいろ慎重に考えながら無料化も含めた検討を進めるべきだろうと考えております。

○委員（中馬幹雄君）

今、市道小田・小浜線、これを国道に格上げするというのは無理なんですか。

○建設部長（川東千尋君）

その辺につきましても、まずは例えば県道とか、県のほうにも一応話はしております。無理という話は聞いておりませんが、やはり早期にできるかどうかはやはり県のほうもいろいろ考えているところもあります。手法としてはできないものではないというふうに考えておりますので、その辺もいろ

んな選択肢の中の一つであろうと思っております。

○委員（岡村一二三君）

この先ほどの位置図を見てもみますと、霧島側の経費はトンネル工事の関係ということですよ。始良市側に行きますと、黒川沿いを走る関係で、住宅地なんですよ。用地費が多分に掛かるということは想定できるわけなんです。両市ともなかなか厳しいのかなど。それで先ほどの高速道路の無料化の話もありましたので、部長の先ほどの説明では両市とも都市計画マスタープランを持っていらっしゃるということですので、高速道路の無料化とかみ合わせて、始良市と当然協議をされていかれるものと思うんですが、どちらがいいのか。その辺はどうなっているんでしょうか。それを含めて今後協議をされていかれるのか。そのことをちょっとお示してください。

○建設部長（川東千尋君）

今、委員がおっしゃいましたように、どちらもちょうど市の境をまたいでの整備ですので、やはりその辺の呼吸が整わないと。進めないと。両市とも認識しております。ただ、今のところ始良市さんのほうの負担が相当あるということで、我々としてもその辺は始良市の実情も勘案しながら、この整備の構想については継続的に進めていきたいと思っております。その中で先ほどらい、申しておりますように、市のサイドでやるのか県なのか、あるいは国なのか、あるいはそういった無料化なのか、いろんな選択肢がございますので、いろんな関係機関ともまた広く協議を進めていきたいというふうに思います。

○委員（木野田誠君）

この市道の件は、今、話の中に出ておりますように、方法論は一つだけじゃなくて二つ、三つたくさんあるわけです。ここでちょっとお伺いしたいんですけれども、マスタープランにも載っているということなんですけれども、この実施計画書の26年から28年、27年度の計画の中に調査に入るという項目が、ざっと数えた場合二十数項目あります。26年、27年を調査というのも載っておりますけれども、市のこの計画の中で今年、当初予算に調査と書いてあるのは、予算化されたのは何個ぐらいあるんですか。分からなければ今はいいですけれども、というのは非常に私の身近なところでも27年度の調査ということで載っているんだけれども、それに採択されてないのものすごくあるわけですよ。ですからここに載っているのは大方が逃げ道のない計画、これをしないとほかの方法がないというような計画がほとんどだと思うんですよ。そういう意味からして、隼人のこの道路については、まだ国にも相談できる、県にも相談できる、市はお金を出さなくてもいいかもしれないというような形も取れるわけですから、ぜひ協議はもちろん続けていっていただいて、やはり国とか県とか、そっちのほうで造ってもらうような方向性を持っていただきたいと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第1号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9 時 4 7 分」

「再 開 午時 9 時 5 1 分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 24 号、字の区域の変更について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

議案第 24 号、字の区域の変更について説明申し上げます。県営中山間地域総合整備事業において、福山町福山地区の水田圃場整備を実施したことに伴い、字界が不整形となり、整理する必要が生じたので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、字の区域の変更をするため、議会の議決を求めようとするものでございます。変更の内容につきましては、大字佳例川内の字和田(わだ)の一部を字比前田(ひまえだ)に、字比前田(ひまえだ)の一部を字新村(しんむら)に、字上村(かみむら)の一部を字小坂元(こさかもと)にそれぞれ包括し、変更するものでございます。以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 24 号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午時 9 時 5 3 分」

「再 開 午時 9 時 5 5 分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 2 号、霧島市手数料条例の一部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

それでは議案第 2 号、霧島市手数料条例の一部改正につきましてご説明を申し上げます提案理由でございますが、建築基準法の改正により、構造計算適合性判定制度が改正されたこと、また、住宅性能表示制度の改正により、住宅性能評価書を活用した長期優良住宅の認定に係る審査が可能となることから所要の改正をしようとするものであります。さらに、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名が改められたことから、併せて所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、担当課長が御説明致しますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

それでは建築指導課分を先に詳細を説明申し上げます。別にお配りしている資料も併せて御覧いただきながら、若干内容が専門的などころがございますので、分かりにくいかということで、資料を使いながら説明いたします。初めに改正理由及び内容についてですが、先程、部長からの説明にもありましたように、1 点目が、建築基準法の一部を改正する法律により、構造計算適合性判定制度の見直

しが行われました。これで建築主が指定構造計算適合性判定機関へ直接申請できることになり、霧島市が判定機関へ構造計算適合性判定を依頼するための費用を、建築主から手数料として徴収する必要がなくなることから、当該部分を削除する改正をしようとするものでございます。

[別紙資料に基づき構造計算適合性判定制度の見直しの概要について補足説明]

改正内容については、第 60 項、第 61 項、第 73 項、第 75 項、第 76 項、第 80 項、第 81 項というところで、加算する部分、そこを削除する改正ということになります。一部第 61 項、第 73 項は法改正によりまして項ずれもでございます。また、2 点目として、住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件の一部を改正する件により、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価書を活用して、長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査が可能となることから、所要の改正をしようとするものでございます。

[別紙資料に基づき住宅性能評価書を活用した長期優良住宅の認定手続きの概要について説明]

改正内容については、第 75 項、第 76 項が対象となります。次に 2 番の施行期日につきまして説明いたします。構造計算適合性判定制度の見直しに係る改正につきましては、改正建築基準法が平成 27 年 6 月 1 日から施行されることから、本条例の施行期日も同日としております。また、長期優良住宅の認定手続きに係る改正につきましては、改正告示が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることから、本条例の施行期日も同日としております。最後に、予算措置についてですが、これは手数料ですので、歳入への影響というところになるんですけども、霧島市におきましては、平成 19 年から建築確認事務を行っておりますけれども、この構造計算適合性判定、これまで実績がございません、そういうところから考えますと、ほとんど影響はなかろうかというところで、予算措置につきましては特に行っていないところでございます。建築指導課分につきましては以上でございます。

○林務水産課長（石原田稔君）

続きまして林務水産関係について御説明申し上げます。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律 46 号）により、題名が改められたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものであります。なお、法律の主な改正点としましては、鳥獣（ニホンジカ・イノシシ等）の「管理」の明確化、都道府県が主体となる捕獲事業の創設、認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入、住宅集合地域等における麻醉銃の許可、狩猟免許取得年齢の引き下げとなっております。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（厚地 覺君）

狩猟免許の引下げとありましたけれども、これは現在、一種、二種、罨、これによって免許申請の金額が違うわけですけども、大体一種で高いほう 2 万 5,000 円ですか。これが全部無料になるという意味ですか。

○林務水産課長（石原田稔君）

従事者につきましては、免許更新時に適正検査等が免除されるということでございます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第2号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午時10時6分」

「再開 午時10時7分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第23号、市道路線の廃止及び認定について審査いたします。

○建設部長（川東千尋君）

それでは、議案第23号、市道路線の廃止及び認定について御説明申し上げます。隼人町住吉地内において、路面排水等の整備を完了した里道を市道大野原7号線に統合するため、市道大野原7号線を廃止し、起点側の見直しを行った上で新たに市道大野原7号線として認定すること、及び牧園町高千穂地内の国道223号の改良に伴い旧国道となる路線を新たに市道丸尾滝線として認定するため、議会の議決を求めるものであります。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

議案第23号市、道路線の廃止及び認定について、御説明申し上げます。1、廃止する路線と、2、認定する路線の1号について一括して御説明いたします。現在の大野原7号線は、新川公園の東側にあり、市道と市道の間を東西方向に結ぶ約109メートルの道路で、廃止しようとする理由は、大野原7号線の西側に隣接する里道（法定外公共物）まで延長しようとするもので、起点を変更したいために、一旦廃止しようとするものです。新たに市道認定しようとする道路の起点・終点は、里道の起点から現在の大野原7号線の終点までとし、里道の約219メートルを統合した約328メートルを新たな大野原7号線として認定しようとするものであります。市道に認定しようとする里道の状況は、これまで未舗装の道路でありましたが、近年、沿線に住宅が建設され、生活道路として利用されるようになり、地域住民から道路整備の要望が寄せられ、この2月に、耕地課による道路整備が完了しております。これを機に、道路幅員が4メートル以上あるなど、「市道路線認定基準要綱」の要件を満たしているため、市道認定をしようとするものであります。次に、2、認定する路線の2号、丸尾(まるおの)滝(たき)線についてご説明申し上げます。鹿児島県は、国道223号の牧園町高千穂地内において、道路改築事業を進めてきたところであります。丸尾滝橋も本年度中には完成し、新道部分の開通が間近となってまいりました。丸尾滝橋を含む新道部分が供用開始されますと、これまで利用されていた丸尾滝前を通る約724mは、県から市に移管されるため、国道223号の当該道路を市道認定し

ようとするものです。この路線は、台風や大雨による法面崩落や倒木等により、幾度か通行止となっている路線であることから、県が十分な安全対策を講じた後に移管を受けるため、平成 17 年に、当時の牧園町と栗野土木事務所長の間で「旧道引継に関する協定書」が締結されています。今回は、この協定書を尊重したうえで、県に対して崩落防止フェンスの設置や落石防護柵の新設・補修など、通行の安全確保に必要と思われる補修箇所などを具体的に示し、移管の条件整備を書面で明確にした「確認書」を、新たに始良・伊佐地域振興局と取り交わしたところであります。なお、移管までの流れといたしましては、市道認定することについて議会の議決をいただいた後に、県が市の要望した危険箇所の補修工事等を終えた段階で、道路法に基づき、区域決定、供用開始の告示を経て、市が管理する道路となります。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。この案件も先の現地調査済みのところでございます。これから質疑に入ります。質疑はありませんか

○委員（厚地 覺君）

この市道の認定ですけれども、これは旧牧園町時代に問題になった箇所でありますが、この内容を見ますと当時の前田町長と栗野土木事務所長の間で協定が結ばれているそうですけれども、これを 27 億とも 30 億円も掛けて新設した道路は危険があるからやったわけですよ。それを今後、整備して市道に認定ということなんですけれども、これだけの金を掛けて危険性があるから県は廃止して市に渡すというのは、ちょっと問題があると思うんですけれども、これをもし認定するとなれば、丸尾滝橋まで丸尾のほうから歩いて行くだけの道路として、そして向こうは廃止するという方法は考えられないですか。あそこは粘土質ですから今まで何回も崩壊しているんですよ。市道として認定する場合、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

丸尾滝が霧島では唯一観光名所としてなされているところだと考えております。旧道の廃止ではなくて利活用について、観光協会のほうとか地元のほうとも協議がなされたところなんです、やっぱり車窓から見られる唯一の滝ということで、やっぱりバスとかそういうものが入れられるような道路にしてほしいという要望もあったところでございます。

○委員（厚地 覺君）

しかし、観光協会としては金を出さないから、バスが入れば自分の懐に入るわけですからか、やはり危険ということ考えた場合に、歩いて行くだけの道路にできないか、今度新しくできた橋から丸尾滝はよく見えるんですか、どうなんです。だから私はどうしてもあそこは廃止するような方向で持っていったほうがいいと思うんですけれどもどうなんでしょうか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

今度、県が整備されました、丸尾滝橋からは丸尾滝は見えない状況でございます。ですので、できればそういうことを考えていくと、やっぱり車窓から見るとすれば、現道路を利用していく方法にし

かならないのではないかと考えているところです。

○委員（新橋 実君）

市道大野原7号線のほうでちょっとお伺いしますけれども、あそこは耕地課のほうで昔、砂利道だったところを舗装されたということですがけれども、実際に市道として舗装した路盤とか、そういったのは十分対応できるような形で路盤等が整備されているのかどうか、まずお伺いします。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

道路のほうは耕地課のほうで整備をさせていただいたところなんですけれども、それを引き継ごうということで、我々は考えているところなんですけれども、整備については幅員が4mでございますので重車両を考えたまでの舗装構成ではないと思いますけれども、生活道路としての舗装とか、そういうものは整備されていると考えております。

○委員（新橋 実君）

あそこは、南側に結構住宅ができていますよね。そういうことで市道にされたと思うわけですがけれども、非常に車の往来も多くなってくると思うわけですね。交通渋滞も結構増えてくるのかなと、そういったときに4m道路ということなんですけれども、やはり今後は今、ほとんど市道も6mとか広くなってきているわけですがけれども、今後、そういった拡幅等は考えていらっしゃるのか。そこ辺をお伺いします。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

私どものほうは維持管理をなすということでございますので、管理としては今の4mの道路を管理していきたいと考えております。

○委員（厚地 覺君）

丸尾滝線ですがけれども、仮に霧島市がいらないと言ったら県は廃止してもう止めるのか、それともやむをえず県が管理をするのか、その辺はどうなっているんですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

旧道を県が管理できないかということだと思っておりますけれども、県は改築された本線の維持管理することから、やっぱりバイパスのほうを管理するということから、旧道の管理は旧道敷地の市町村引き継ぎ事務処理要綱に基づいて、市町村に管理をお願いしているということでありまして、県は道路としてはもう管理はできないというようなことではございました。

○委員（岡村一二三君）

先般、現地は見ました。ただ、この路線は台風や大雨による法面崩落や倒木等で幾度か通行止めとなっている場所ですと、示されているんですが、先ほど観光協会のほうから、丸尾滝が車窓から見るようにという要望もあると。それで車が今後も通行できるように市道として管理をするということですが、私は矛盾しておると思っておりますよね。危ないからバイパスを造ったわけですので、今後、観光のために車窓から見えるようにとすると、バイパスを造った意味がなくなると思っておりますよ。これを市道として認定して車窓ですので、バスとか車から丸尾滝だけを見るために、市がずっとゆくゆく

工事をしても危険性があるわけですので、非常に市としても問題を抱えると思っています。それで観光協会からの要望は要望でしょうけれども、あそこは散策道で今後、長狭物として残すというのなら、まだ意味が分かりますけれども、ちょっと先々、市の負担が大変だと。それとバイパスを造った意味がなくなると思うんですが、その辺はどのように認識されていらっしゃいますか。どっちみちフェンス等を設けた当時はいいでしょうけれども、経年劣化で、また整備を市が負担をするということになると思うんですが。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

災害があったことは事実でございますので、そういうことを受けて県が丸尾滝橋の建設に入っていたわけなんですけど、まずは交通量が減るといことが見込まれる中で、県のほうもそういう災害があったということは、もう認めていらっしゃいまして、今回、我々のほうも県と一緒に道路を歩きながら県ができる部分をしていただくということで、具体的に崩落防止のフェンスの延長、この前、災害がありまして一時通行止めになった区間があったんですけども、そこについてもフェンスの土止め壁なり、フェンスを延長してもらおう。それと見た感じ山手の上に枯れ木等がありますので、その除去のお願いとか、ガードレールとかそういうのも古いですので、そういうところも改修していただく。そして丸尾滝の前にあります橋の高欄の改修とかそういうもの。それと丸尾のほうから橋を渡って行きますと中間辺りにちょっと沢があるんですけども、そこには以前、道路のほうに落石が流れ込まないようにということで、高エネルギー吸収柵という網を張りまして、それでそういう岩を吸収して止めるという、そういうところもしていただくと。できうる分については、県のほうも安全対策をやりますということでもありますので、市としてもそれを受けて、市道として今後も管理していくこととしたところでございます。

○委員（木野田誠君）

今の長谷川課長の説明によりますと、市道として譲り受けるということを前提にして県と交渉されているわけですけども、さっきも質問がありましたもう一回聴きますが、こういう場合は県から委託すると言われた場合、拒否することはできるんですか。それとも仕方がないから引き受けないとあるところがあるのかどうか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

先ほどから協定書の話をしていただいておりますけれども、先ほど丸尾滝橋の事業採択を受ける時点から市として旧道の取扱いについて協議をされて、事前採択条件としては県のほうが示されたものでありまして、その時点を考えますともう協定書が結ばれた時点から市が継続して道路として扱うことになったというふうに考えております。

○委員（木野田誠君）

引き受けるということは、協定書の中に盛り込まれた事前の約束事ですね。皆さん知っていらっしゃるとおり、あそこは非常に事故が多いと。将来的に霧島神宮方面からの入口はもう通行止めにしようとか、そういうようなことも将来的にはありえますか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

道路の利用についてですけれども、先ほど言いましたように観光協会とか地元の方々の話合いの中では、両方から入れるような道路の使用形態にしてほしいというような要望もあったところでありますので、現時点としては両方から入るような道路の形態になっていくんじゃないかというふうに考えています。

○委員（中馬幹雄君）

私もあそこはよく通るところなんですけど、実際、危険な所だと思います。一応、協定では市道にするということで、私の考えとしては丸尾側から起点のほうから丸尾橋があります。市道になれば市が勝手に変更もできるわけですから、あそこのちょっと10mぐらいのところで車止めをして、それから先は車は入れないようにして、そしてまたこの地図の終点、今、入り口になっていますけれども、ここにも車止めをして、この区間については、車はシャットアウトするというような考えは将来ないですか。

○建設政策課長（茶園一智君）

10月28日に地元の方に説明をさせていただきました。その中には観光協会の方とかがほとんどだったんですけども、その中で市道認定された後に、県のほうができる限りの防護柵をしていただいて、それをもって当然、市道認定させていただければ来年1年間で県のほうが整備をしますので、その1年間の中で当然、旧道も通行止めをしないとできない箇所もあるものですから、そういうことをして、その後の流れを見て片側通行にするとか、今、中馬議員がおっしゃったような方法もあるかと思えます。市としてはそのまま市道として引き受けないと県のほうも半分だけということにはならないということで、極端に言うと払い下げという形にもなるという可能性もございましたので、市としては市道として引き受けて、その後に観光協会のほうからもありましたけれども、駐車場もほしいとか、そういう要望等もありましたので、その辺を1年間見て、その後にまたその駐車場がどういうふうに整備できるのか、有利な補助事業等があればいいんですけども、そういうこと等も活用しながら、今後、検討の中でそういう方法もあるのではないかというふうに考えているところです。

○委員（中馬幹雄君）

今まで落石等があった危険箇所の高さはどのぐらいか調べていらっしゃいますか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

国道でありますので、我々のほうでは詳細には現状をつかんでおりませんが、今までに通行止めになった回数が3回ほどあるようでございます。平成9年と平成14年、それと平成16年という、3回ほど事例があったということで、県のほうからお聞きしております。

○建設部長（川東千尋君）

御審議の中でいろいろ御意見を頂いたわけですが、御意見にありましたように、今は国道です。県が管理している国道という形で市のほうで認定して引き継ごうということなんですけど、これは道路法上の引き継ぎでありまして、当然、道路機能を残したままの引き継ぎになります。そうしますと、こ

の道路がやはり皆さんおっしゃるのは、災害、壊れたときのことなどを一番懸念されるわけで、例えば一つの御意見としてありました道路ではなくて散策路として生かした場合に、道路法上の道路、市道認定をしなくて、市道でなくて、ただ形だけを通路で残すといったようなことをしますと、例えば崩壊が起きたときに当然、災害復旧事業等をやるわけですが、そういった形での復旧もとれなくなると、どうしようかという話になろうかと思えます。ですので、ここはまた別な例で、例えばよく御存じの関の坂なども橋をどんどん掛けて旧道が残っているわけですが、あれも市道として当時引き受けて市が管理をしているわけですが、横にある民地の方々への通路を確保するとかいった意味でも、やはり道路としての機能は残しておくべきだろうと、そういった場合に国・県としては上級の道路としてはもう当然、不釣合いな形になりますので、道路法上の手続で下のほうに下ろすといったような手続、これは通常取られる手続であります。ですので、市としては県もそうなんです、当初から事業に入る前にまずお互いにそういった意思の確認をして、先ほど出ましたように蹴ったらいんじゃないのか、という話ではなくて、まずはその辺の意思確認が本来はなされて17年ぐらいにでも議決いただければ、それが一番よかったのかなと思うわけですが、いよいよ工事も完了間際になってきて、30日に開通式ということ考えた場合に、今後、県が来年度に相当の費用を掛けて、この中に災害の防護の設備も整えていただけるということですので、私どもはまず、市としては、道路法上の道路として、市道認定して引き継ぎます。その後、今いろいろあった御意見については今後、市の立場として検討の余地というのはいろいろあるかと思えますので、まずは認定して引き継ぐということには、御理解を賜りたいと思えます。

○委員（中馬幹雄君）

最後に一つお聴きしますけれども、この道路の崖のほうですけれども、あそこは民有地ですか、それとも国有林になっているんですか。

○建設部長（川東千尋君）

あの周辺はほとんど国有林です。林野庁辺りの所管ということになってくるかと思えます。そういった意味では一般の方がいらっしゃいませんので、あるんですけれども、やはりあそこの一番奥に一番の観光スポットがあるというのが、今回の課題と申しますか考えなければならない部分であると思っております。

○委員（厚地 覺君）

例えば市道認定をされた場合、豪雨災害などの危険性を察知した場合は、総合支所においてでも通行止めをされますか。そのまま放置されますか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

今、言われたのは豪雨災害で災害が懸念される時通行止めにするかということだろうと思えますけれども、やはりそういう異常気象時にそういうものが察知される事態があれば、当然、通行止め等も考えていかなければならないというふうに考えております。

○委員（厚地 覺君）

今、課長が考えていかなければと言いましたが、当然やるべきことですから、災害を事前に察知されるような豪雨災害があるというような場合には、事前に通行止めにしていただくようお願いいたします。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

努力してまいりたいと思います。

○委員（常盤信一君）

非常に初歩的なことで申しわけないんですが、二つの路線を認定しようとしているんですけども、両方とも約何メートルというのは予算も絡むんでしょうけれども、これはずっと約で通っていくんですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

一応、議会のほうでは道路の認定という枠のところで認定の議決をいただきまして、その後に区域決定と供用開始をやるんですが、区域決定を行うに当たっては詳細な測量を行いまして、メーターを約ではなくて本来のメーターで告示をするようにしております。

○委員（常盤信一君）

専門家ではないのでよく分かりませんが、認定をする所は区域がちゃんとしているから認定をしないといかんのではないんですか。順序がよく分かりませんので、ちょっとそこの説明をしてください。

○建設施設管理課主幹（大岩根充一君）

市道認定までの最終的な事務的な流れですけれども、まず道路法の第8条第2項に、市道認定をしようとする場合は、本日、お願いをしております議案のほうで提案させていただいて、議決をいただいた後に区域の決定と供用開始を告示で行います。したがって議決をいただいた後に、その区域決定の起点・終点というのが現段階では定めてはおりませんので、その区域決定というもので起点・終点を決定いたしまして、延長を測量した上で、その後供用開始という段階で、最終的な事務処理を終えて市が管理をしていくと、そのような流れでございます。

○委員（常盤信一君）

そうすると約で理解をしてくださいと我々は受け取ればいいわけですね。その約というのは極端に言うとなんぐらいの間隔があり得るんですか。

○建設施設管理課主幹（大岩根充一君）

現在も、今の丸尾滝線につきましては723.8mというふうに数字は捉えております。大野原線につきましても、218.6mというふうに現段階では延長はおさえてはいるんですけども、先ほど申し上げましたように議案と致しましては計測をしておりますのであえてそういうふうに小数点以下を省略して表示をさせていただいております。

○委員（岡村一二三君）

大野原7号線の関係の説明があるんですが、道路幅員が4m以上あるなど、市道路線認定基準要綱の要件を満たしていると、したがって市道認定をしようとするということなんですが、ひるがえって

23年度でしたか、市道認定が議決案件が提案されて、当時、認定されているんですが、霧島市全区域の道路網、地図も議会にも配付され、また個人でも買い受けることができるんですが、まず1点お尋ねしたいのは、市道認定を受けると地方交付税の算定基準に該当するんですが、それはどうですか。私はただ考えているだけで執行部の考え方をお示してください。

○建設施設管理課主幹（大岩根充一君）

地方交付税措置につきましては今、御意見いただきましたように道路のほうも算定の基礎数値となります。それで道路の場合は、延長と面積という二つの要件が基準になりますけれども、26年度の単位費用という表現を致しますけれども、1km当たり18万9,000円ということで、これはざっくりした計算になりますけれども、長さで申し上げますと大体1km当たり18万9,000円というものが、基準財政需要額というものに算入をされるというふうに確認を致しております。

○委員（岡村一二三君）

23年度、市道認定された路線の中で今の説明では、市道路線認定基準要綱の要件を満たしているという説明がありましたので、あえてお尋ねしますが、23年度で市道認定をされた市道でこれをクリアしていない部分があると思うんですが、市道と路線名もあります。市道となっていますけれども、この辺についてはどのように整備を進めていかれるおつもりなのか。自治体は指導認定議案を出したときに、4m以上ないと基準要綱に該当しないわけですので、しかるに4mないのが市道認定した経緯があるんですが、それらについては、今後どのようにされる考えなのかお伺いしておきたい。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

23年度に行った市道認定は、旧市町村から新霧島市に引き継ぐための市道認定の全部廃止と全部認定を行いさせていただいたものだと考えております。その中に今、我々が今年、霧島市として定めた市道認定基準要綱があるわけですが、これは新霧島市になってからの市道認定については、これを要綱に基づいてやっていきたいと、それと今までその全部廃止と全部認定を進めましたのは、確かに4m未満とか、そういう市道もあろうかと思えますけれども、前の市町村の市道の意思を引き継いだものだというふうに考えておりますので、御理解していただければと思います。

○委員（岡村一二三君）

引き継いだものでしょうけれども、しかるに霧島市になって認定してほしいということで議案として提出されて議決したわけなんですよね。したがって、霧島市の市道認定基準に従ってやるべきだと思うんですよ。引き継いだ分も。だからそのことをお尋ねしているわけで、御存じのように横川町にもそういった部分がありますので、だからそれらについてはどのような取扱いで、今後、基準に見合うように整備をされているかおつもりなのか、その点をお尋ねしているんですよ。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

引き継がれた狭い道路はどのように整備するかというようなことだろうかと思えますけれども、現時点の中でそういう道路を我々のほうで指導認定基準に合わせた4m道路にしていくところは今のところは考えていないところでございます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 23 号についての質疑を終わります。次に、議案第 26 号、土地の取得について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

それでは議案、第 26 号土地の取得について概要を御説明申し上げます。この案件は国分上小川コミュニティ広場建設用地として、国分湊字砂子田地内の田を取得しようとするものであります。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○都市計画課長（池之上淳君）

議案書は 73 ページから 76 ページです。本議案は、平成 26 年度当初予算においてご説明させていただきました「国分上小川地区コミュニティ広場建設用地」の仮契約を行った土地売買契約について、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。土地の取得については、主な利用者となる国分上小川地区の代表者の方々と協議を行った上で、広場建設用地の区域を定め、用地交渉を行いました。本議案対象の土地は、12 筆 8,752 平方メートルの田を取得しようとするもので、12 筆のうち相続登記を必要とした土地が 4 筆ございましたので、仮契約の件数は 25 件となっております。以上よろしく御審議お願いいたします。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか

○委員（新橋 実君）

この土地の取得についての図面を見ますと、526-6 という 1 筆だけが取得ができていないようですけれども、この土地の取得については、今後どうされるのか。また別になくてもいいのか、その部分をお伺いします。

○都市計画課長（池之上淳君）

今、御指摘がありましたのは、国分湊字砂子田 525-6 のことであると思いますが、こちらにつきましては事業用地の対象としております。しかし、相続人のうち 1 名が失踪者でございまして、不動産財産管理人を選任する上申を行っている状況でございまして、ここにつきましては今後、そういった手続を踏まえた上で、また交渉していくこととしております。

○委員（新橋 実君）

今後、交渉していくということですが、失踪しているということであれば、それなりの年数が掛かると思うわけですが、何年ぐらいを目処にできるのかお伺いします。

○都市計画課長（池之上淳君）

実際、失踪をしているわけなんですけれども、その方が最終所在地を管轄する大阪の家庭裁判所に対しまして、不在者財産管理人を選任するという上申を行っておりまして、これは今年の11月に上申をして、選任が認められた時点で財産管理人と交渉しまして、目的している手段でございます。こちらのほうの考えとしましては、平成27年度中にはしていきたいと考えております。

○委員（中馬幹雄君）

この区域の一番左上がちょっと白地になっていますが、ここも何か問題があるんですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

こちらにつきましては、もう市の用地になっておりまして問題はございません。今回の用地取得の案件としましては、色を塗っているところだけでございますが、公園用地としては考えているところでございます。

○委員（厚地 覺君）

このコミュニティ広場的なものがこの件を含めて国分には何箇所くらいあるものですか。それとまた、その1広場に対して地域住民として何人ぐらいいるものですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

国分地区には整備済みが11です。この上小川地区を含めると、コミュニティ広場的なものは12か所ございます。上小川地区公民館の人数で言いますと、約2500名の住民の方がいらっしゃるという状況でございます。

○委員（厚地 覺君）

整備予定を含めて12ということですね。ほかの所はないんですね。隼人はあると思いますけれども、ほかの旧町に対しても今後、そのような計画を持たれておりますか。

○都市計画課長（池之上淳君）

公園の御要望につきましては、各地区からたくさん出ております。緑の基本計画を作成したところでございますが、その中で街区公園として整備すべき所というので挙げてある場所もございます。ただなかなか予算の都合等もございまして、それぞれのところに御要望どおりになかなかできていないというのが現状でございます。今後も社会状況のことや、予算のことなども考慮しながら、整備については検討していきたいというふうに考えております。

○委員（厚地 覺君）

今、予算的なもので言われましたけれども、国分だけなんですよ。こういうのが多く造られるのは。人口割にしても例えば牧園にも2か所くらいあってもいいし、ほかの地域にも一、二箇所あってもいいと思うんですよ。だから、国分だけではなくて、予算はうんぬんとして、地域にも配慮していくような姿勢でいていただきたいと思います。

○委員（新橋 実君）

今回、土地取得が8,752万円ということなんですけれども、今後、公園を整備するとなると、造成費等いろいろ工事費が掛かると思うんですけれども、その辺についてはどれくらいを考えていらっしゃる

ますか。

○都市計画課長（池之上淳君）

概算で1億2,000万円ぐらいと考えております。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第26号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時55分」

「再開 午前11時10分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第8号、霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工振興課長（池田洋一君）

議案第8号、霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について説明いたします。資料としましては、「議案の12ページ、新旧対照表では、16ページ」であります。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条の規定に基づいて平成25年度を始期とする鹿児島県本土地域産業活性化計画が平成25年4月1日に国から同意を得たところであります。鹿児島県本土地域産業活性化計画には、工業団地など特に重点的に企業立地を図るべき地域である企業立地重点促進区域が設定されております。この企業立地重点促進区域に企業が立地された場合には、緑化面積率及び環境施設面積率について、国が定める基準の範囲内において市町村の条例でも定めることが可能であります。国は、自治体にとって自由度が高く使いやすいものになるように「緑化面積率に関する同意立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準」を改正し、甲種区域及び乙種区域の緑化面積率及び環境施設面積率の下限をそれぞれ引き下げたところあります。このようなことから、霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例第3条の表の乙種区域の緑化面積率を10%から5%に、環境施設面積率を15%から10%に引き下げ、緑化面積率及び環境施設面積率の緩和を図ろうとするものであります。また、併せて同条例第3条の表の丙種区域に位置付けておりました口輪野用地が太陽光発電用地として使用されることが確定したことに伴い、当該地を丙種区域の表から削除するものであります。以上が同条例の一部改正の概要であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第 8 号についての質疑を終わります。次に議案第 18 号、霧島市立地企業等設備投資促進に関する条例の制定について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工振興課長（池田洋一君）

議案 18 号霧島市立地企業等設備投資促進に関する条例の制定の概要について説明いたします。資料としましては、「議案の 43 ページから 45 ページであります。」現在、為替相場の円安基調を背景にして、国内の大手輸出型産業を中心に景況が回復しており、自動車や機械など裾野の広い産業での国内回帰の動きがみられる等、企業の設備投資も緩やかに回復している状況にあります。そのような状況の中、本市においても、更なる工業の振興及び雇用の増大を図る必要があります。現在、本市の企業立地に係る優遇制度である企業立地促進補助金は、企業が工場用地を取得していただくことが前提になっており、企業が新しく工場用地を取得して事業展開する場合、本市への企業誘致を図る上で企業に対して大きなインセンティブを与え一定の成果を挙げているところであります。一方、本市に立地している企業による新事業への進出や事業拡大等を目的とした設備投資に対する補助制度を本市は設けていないことから、本市のさらなる産業の集積を図る上で大きな課題となっているため、設備投資を行った本市に立地している企業に対して必要な助成措置を講ずる必要があります。本条例を制定しようとするものであります。条例の制定の主な内容は、補助金の種類及び額については、施設設備補助金は施設設備額に 5% を乗じて得た額。新規地元雇用促進補助金は新規地元雇用者の数に 20 万円を乗じて得た額。この場合において、新規地元雇用者に障害者がいるときは、当該障害者の数に 10 万円を乗じて得た額を加算するものであります。また、補助金の限度額については、施設設備補助金が 1 億円、新規地元雇用促進補助金が 1,000 万円とするものであります。以上が同条例制定の概要であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（新橋 実君）

今回、補助金が増えるということなんですけれども、現在のところこの対象業者は何社ぐらいいるのか分かりますか。

○商工振興課長（池田洋一君）

この条例の中で設備投資が 2 億円以上で 10 人以上の雇用が発生した場合に、該当するというところで、現在 2 社程度そういうのに該当するのではというふうに我々は考えております。

○委員（新橋 実君）

これは今年の 1 月 1 日からですよ。これを昨年と比較した場合、昨年の企業がもしこれを利用したと仮定した場合、どれくらいの補助金の額になったのか。その辺はおさえてませんか。

○商工振興課長（池田洋一君）

大手の企業が設備投資をする分につきましては、2 億円というものはあるかもしれませんが、雇用 10 人という形で位置付けられておりますので、恐らく該当する企業はなかったのかなと推測し

ております。

○委員（常盤信一君）

今年の1月1日にさかのぼってということですが、具体的に話があるとか、そういうのは何か聞かれていらっしゃるんですか。

○委員長（下深迫孝二君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時20分」

「再開 午後11時23分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工振興課長（池田洋一君）

今回、この条例を新たに制定するために提案いたしましたけれども、この条例に適用されるかもしれないところが2社ほどあります。その1社につきましては、つい先日、立地協定を結んでおります。その中で、少しでもこの条例の適用を受けようとするために経過措置のほうで、1月1日と明記させていただいたところがございます。この趣旨を感じてもらってよろしくお願ひしたいと思います。

○委員（新橋 実君）

こういった補助金は非常に大事だと思うわけですが、県内他市の状況で、こういった補助金を出しているようなところがあるのかお伺いしておきます。

○企業振興室長（谷口隆幸君）

他市の企業の設備投資に関する補助金を有する市町村について説明をさせていただきたいと思ひます。まず、設備投資をするための補助制度を設けている市町村が14市町村あります。その中で、条件がありまして建物建設条件が7市町、設備投資のみで設備投資補助金を出している市町が6市町村あります。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第18号についての質疑を終わります。次に議案第27号及び議案第28号の請負契約の締結について審査いたします。この議案2件について執行部の説明を求めます。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

議案第27号、H26 関平鉱泉所建替建築工事と議案第28号、H26 関平鉱泉所建替製造機器設備工事につきましては、関連いたしますので、一括してご説明いたします。議案77ページから84ページ、議案第27号、請負契約の締結についてでございます。関平鉱泉所の現工場は稼働後18年が経過し、製造機器の老朽化による機器の修繕費等維持管理費が増加傾向にありました。また、稼働後、ミネラ

ルウォーター製造にかかる衛生基準等も変化してきている状況でありました。このたび、より一層安心安全対策を講じた工場で「関平鉱泉水」を製造するため、新工場を建築すべく、建築工事にかかる条件付一般競争入札を実施し、ヤマグチ・秋窪・安田特定建設工事共同企業体が4億500万円で落札いたしました。工期につきましては、平成28年5月末までを予定しておりますので、債務負担行為により予算措置をいたしております。工事概要につきましては、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積は2,212.66㎡であります。延べ床面積は現工場の約2.3倍程度となります。建築場所につきましては、79ページに位置図がありますが、現工場の東側にあたります。建築地には、特産品協会及び福祉特産品協会の建屋がありましたが、建築までには解体する予定でございます。完成後には80ページの配置図のようなかたちになります。各階の平面図と立面図につきましては、81ページから84ページをご覧ください。つづきまして、議案85ページから89ページ議案第28号請負契約の締結についてでございます。工場の建築にともない、「関平鉱泉水」の製造機器につきましても、新たに導入すべく、平成25年7月3日に製造機器メーカー3社によるプロポーザルを実施した結果、千葉県東製株式会社の提案を採用することといたしました。プロポーザル方式により業者を選定いたしましたので、契約の方法は随意契約となります。契約の金額は2億2,693万8,240円でございます。工期につきましては、建築工事と同様、平成28年5月末までを予定しており、債務負担行為を設定しております。工事概要につきましては、86ページに記載のとおりでございます。製造機器配置平面図につきましては、88ページから89ページをご覧ください。以上、2件の工事につきまして請負契約を締結しようとするものです、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。この議案2件について、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（常盤信一君）

御説明いただきましたので、よく理解をしているわけですが、こうすることによって将来の経済効果というのはどのようにを見通しを立てていらっしゃるのか、あるいは新たな商品その他含めてございましたら、お示しいただければと思います。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

売上げ目標に関しましては10億円を目指しております。ですので、現在の3倍程度を目指しているところでございますが、そのためには関平鉱泉水だけではなくて、今回の新工場では新たな水、ほかにタンクを設けまして、例えば大出水の水でありますとか、水道課の水源の水でありますとか、そういうほかの水も製造できるような仕組みをとっておりますので、経済効果と致しましては現在よりも更に売上アップを計画しているところでございます。

○委員（厚地 覺君）

今、10億円程度と言われましたけれども、そんなに温泉水があるんですか。一時は関平温泉のほうにも不足しているようであったんですけれども、それだけ豊富にあるんですか。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

量的には限りがございます。関平温泉に関しましては、日量 45 t しか出ませんのでその範囲内で目いっぱい売っていくこととなりますけれども、そのうちの 15 t は関平温泉のほうにまわしております。ですので、実質 30 t ぐらいを製造にまわしているところなんですけれども、その 30 t 全部は製造しておりません。売上げのピーク時よりも今下がっておりますので、その 30 t を目いっぱい使うことによって、今までより売上げが伸びるといこともございます。それと昨年、賞味期限を延ばしました。ペットボトルに関しましては 6 か月を 1 年に延ばしております。この賞味期限を延ばすことによりまして、需要の少ない冬場に作っておいて、春とか夏に向けて売るといようなことも計画しておりますので、限られた水をうまく使いながら売っていくといような計画をしているところでございます。

○委員（厚地 覺君）

賞味期限の延期ということですが、今回の補正で容器等が減額補正されているようですが、売上げ的には少なかったんですか。それとも賞味期限を延ばしたおかげでそうなっているんですか。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

まだ 26 年度の決算は出ておりませんが、売上げ的には平成 24 年度と 25 年度決算額で言いますとほぼ同額でございます。それまではずっと右肩下がりできておりましたけれども、25 年で少し持ち直したのかなという気がいたしております。ただ 26 年に入りまして、消費税の関係で 4、5、6、7、8 月、この辺が少し落ち込んでおまして、また減少傾向にあるんですけれども、ペットボトルの消費期限を延ばすことによりまして、小売店・大口取引店は流通がしやすくなります。したがって、結果的には大口の取引店の販売量は伸びております。ただ個人消費の電話による宅配ですとか、ドライブスルーで来るお客様が減少しているといような状況でございますので、そういう方々にもどんどん買いに来ていただけるような PR なり、販売促進対策を練っていきたいといふふうに考えているところでございます。

○委員（厚地 覺君）

ちょっと今更という感じがしますが、地元では今、仮設販売所がある。なぜあそこに造らなかったのか、利便性のいい所にといわけですが、その現在地に建て替えをされる最大の要因といのは何ですか。それとあっちに持っていかなかった理由といのものもお聞かせください。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

現在、仮店舗地は国民休養地の国道に向かいにあります駐車場です。そこに仮店舗を造ったわけですが、確かにその土地も新工場の候補地ではありました。候補地ではあったんですけれども、現在の水源地から今の工場までもパイプラインで源泉を引いております。更にあその仮店舗地までパイプを引くとなりますと、土地の所有者等も調べたんですが、民地が非常にたくさん多くありまして、そこらへんのパイプラインの敷設の困難さといのが、現在の仮店舗地に新工場を造らなかった最大の理由でございます。それで、今の土地に造ることによりまして、その辺の設備投資も少な

くて済むということで、現在の土地に新工場を造ることになりました。

○委員（厚地 覺君）

今回、4億500万円の工事のうち、特産品協会の販売所も含まれるわけですがけれどもこれに関わる費用というのは、どれくらいですか。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

今回の4億500万の中には、特産品協会の建屋につきまして含まれておりません。特産品協会の建屋に関しましては、平成28年度の整備予定でございます。

○委員（厚地 覺君）

その予定額はどの程度ですか。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

平成28年度の予定でございますので、確定ではございませんけれども、大体1億5,000万円前後を想定しているところでございます。

○委員（厚地 覺君）

それでは今回の場合は建屋だけで、駐車場の整備かれこれ、まだあと2億円以上は掛かるという見方でいいわけですね。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

特産品協会の建屋につきましては、28年度でございますので、その分はまた新たに28年で追加ということになります。ただその金額につきましては、まだ確定を致しておりませんが、新たにまた1億5,000万円程度は必要であると予想はしております。

○委員（新橋 実君）

まず全体計画で、概算でどれくらいの金額を予定されているのかお伺いします。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

今回の新工場の製造機器・建屋、それと特産品協会、全て含めまして全体で14億2,000万円前後を想定しております。

○委員（新橋 実君）

その中身を教えてくださいませんか。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

工場建屋と解体費用、その辺を含めまして工場に関するものが、債務負担行為では9億2,000万円を限度額として想定しているところでございます。それと製造機器の今回整備するほか以外に充填機ですとか、その辺のリース対応がおおよそ4億円前後掛かるのではなかろうかというふうに考えております。更にプラス特産品協会、先ほど申しましたように1億5,000万円程度掛かってくるのではないかとというふうに想定しているところでございます。限度額ですので、その入札等によりましてそれ以下には落ち着くのではないかと考えているところでございます。

○委員（新橋 実君）

今回、設計のほうもプロポーザルで行われたわけですがけれども、プロポーザルで行われて、実際、実施設計になって変更になった部分があったのかどうか。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

実施設計の段階におきましては、全体の費用を抑えるために少し設計変更をいたしております。それは、建屋を増築するとかではなく、全体費用を抑えるために建屋の面積を少なくする方向で設計変更はありました。

○委員（新橋 実君）

建築費の高騰で人件費等が非常に高くなったということで、日数も遅れてきたわけですがけれども、建築費の高騰を考えてということでしたよね。最初の計画からして、計画した時点の金額というのは、もうほとんど前の金額と変わらないということで理解していいんですか。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

最初に計画いたしましたときは、基本構想の段階で平成24年ぐらいに計画いたしましたけれども、そのときには10億円から11億円ぐらいでおさまるんじゃないかというふうな予想を立てておりましたけれども、やはりいろんな資材等、諸々上がりまして、特に今回、2月に労務単価の上げがございました。そういうこともございまして、資材費は円安の関係ですとかありまして、建築費用は当初想定していたときよりも上がっていきことは事実でございます。

○委員（新橋 実君）

今回、私たちのほうに示されたのが、消費税を含めて4億500万円ということで、これを今回、議案に提案していらっしゃるわけですがけれども、この落札率はどうなっていますか。

○建築住宅課長（松元公生君）

建築のほうは96.4%でございます。

○委員（新橋 実君）

予定額はいくらだったんですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

予定価格に108分の100を乗じた価格ということで、今、公表されております。その額が3億8,895万円でございます。

○委員（新橋 実君）

税込み価格をお願いします。

○建築住宅課長（松元公生君）

予定価格ですが、4億2,006万6,000円でございます。

○委員（木野田誠君）

売上げ目標を10億円ということで、従来の3倍という数字を出していらっしゃるわけですがけれども、3倍の売上げをするということはものすごく大変で、2倍でも大変なことだと思うんですが、どのような販売を方法でこの3倍という数字が出たのか示していただきたいのと、それから従来の

3倍が10億円ですから、今までは大体3億円ぐらいの売上げということですが、経費を差し引いた利益というのは大体どれぐらいあったのか、またその10億円売り上げたときの利益は幾ら見ていらっしゃるのか教えてください。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

10億円の明確な根拠というものはございませんが、10億円を目指して工場を建築して目標達成するという市長指示もございまして、達成するにはどうしたらいいかというのを考えているところでございますが、具体的には当然、関平だけでは足りません。ほかの水を持ってきて例えばコンビニに展開するとか、そういう方法もとらなければいけないというふうに考えております。また水だけでも結構厳しい気がいたしておりますので、新たな商品開発、そういうところも大事になってくると考えているところでございます。利益率でございますが、おおよそでございますが、商材によっても違うんですが、大体45%前後になるかと思えます。ですので、関平の20Lは1,000円で販売しますが、直接の資材費・人件費・電気・水道、全ての経費を引いた残りが大体45%ぐらいの純利益率ということでございます。

○委員（新橋 実君）

この施設は温泉水を利用するという事ですね。温泉水が噴き出してくるというようなことになるわけですが、こういったことで特殊な、結構な温度が上がって来るわけですが、そういったことで例えば特殊なコンクリートを使うとか、特殊な機材を使うとか、そういったものがこの施設に使用されているのか、その辺はどうですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

特にありません。

○委員（新橋 実君）

請負契約の締結はプロポーザルだったということですね。この製造機器のほうについても。プロポーザルにより業者を選定したということでしたけれども、3者いたわけですが、他の業者と比較してどこがどうだったのか、その辺をお伺いします。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

他の2者に比べて今回の東製株式会社の特徴でございますが、ペットボトルの充填機がございまして。この重点機が他社の充填設備はペットボトルの中にノズルが侵入して充填する方式でございました。これに対しまして東製の充填機は非接触型と言いまして、ペットボトル中にノズルが入っていきません。重量方式と言います。ここがより安心安全な水を造れるということでございました。更に小人化の面でございますと、B I Bとって10Lと20Lタイプの水のことですが、バックインボックスと言います。これの充填設備におきましても、皆さん御存じかと思うんですが、取出口のキャップのところはビニールのセロハンみたいなものがはめてあります。これは衛生上、取出口に異物が混入しないようにとか、そういう面がございまして、それは今までは人がはめていました。そこから辺が全自動でできるとか、そういう特徴がございまして、小人化についても非常にメリットがあっ

たということ、また安全面に関しましてもメリットがあったということで、東製株式会社の提案を採用することと致しております。

○委員（新橋 実君）

こういった業者というのは、全国でどの程度あるのか、その辺は確認されたんですか。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

関平鉱泉水の製造機器メーカーを選ぶに当たりまして、一番重視したのがB I Bを製造しているメーカーかどうかということでございます。と言いますのも、関平鉱泉水の売上げの70%ぐらいはB I Bの売上げです。ですので、うちのメイン商品ということでありますので、その辺がしっかりした業者というのを全国で探しましたところ、さらに関平鉱泉水の製造規模にあったようなメーカーというのを探しまして、なおかつ市役所に業者登録をしているところは大前提ですので、我々は全国で4社程度を選定いたしておりました。

○委員（新橋 実君）

確認ですけれども、鹿屋に財宝温泉がありますけれども、あそこはどこを使っているか御存じですか。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

東洋メカニックとうメーカーだそうです。それは関東のほうにあるメーカーでございまして、東洋メカニックはうちの現工場のメンテナンスもB I Bもしております。

○委員（新橋 実君）

そのメーカーは今回はプロポーザルに参加されなかったんですか。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

今回は、東洋メカニックは参加しておりません。

○委員（木野田誠君）

市長が10億円を目標にしろと言われたから10億円を目標にするということですが、10億円は完成してから翌年にしなさいとか、あるいは5年後にしなさいとか、10年経ったときの売上げが10億円という話も通じるわけですけれども、お茶祭り実行委員会で事務局を務めて大成功を収められた課長に対して、ちょっと申し上げておきたいんですが、その10億円は市長が言ったからということではなくて、現場の責任者の課長は、責任者として、ある程度の自分の根拠に基づいた数字をここで言うておかれたほうが、将来的にあのとき課長は10億円と言ったと言われるようなことがないように、課長が実際、胸の中に持っていらっしゃる数字、根拠はどうかあるでしょうけれども、その辺は正直にここで言うておかれたほうがいいんじゃないですか。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

確かに10億円は単年度では無理な話でございまして、今回、平成26年度予算におきまして、関平鉱泉所の経営コンサルタントに関しまして、業者を選定して売上目標等を具体的に設定して、余り長期になりますと社会情勢等も変わってまいりますので、中期の5年程度先に10億円を目指すにはど

ういうコマーシャルをしたらいいかとか、販売商品構成をどういうふうにしたらいいですとか、その辺を具体的に今後、決めていってせつかく新工場ができますので、関平鉱泉所はマスタープラン的なものをつくってまいります。それで今年度末にはそれが出来上がる予定でございますので、それに基づきまして 10 億円を目指していきたいと考えています。その段階では具体的にお示しできると思いますが、今の段階ではまだ予算措置のない部分もございまして、新たな事業というのは、なかなかここで申し上げることはできませんけれども、近い将来はお示しすることができると思います。

○委員（木野田誠君）

期待しております。

○委員（中馬幹雄君）

その販売についてですが、これを飲む方は高齢者の方も多いかと思えます。そして今、市販されているあちこちに置かれているのは、やはりちょっと何パーセントか引いたのを卸していらっしゃる卸し価格があると思うんですけども、販売所を人口の多い所とか、国分・隼人そういうところに直販所を設ける考えはありませんか。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

今のところ直販所を設ける予定はございませんが、県内で関平が買える小売店が 50 か所くらいあります。例えば、近くですと縄文市場、山形屋とかで売っているんですけども、直販所ですとやはり今の直販所と同じように 20L ですと 1,000 円で売るということになりまして、例えば縄文市場は 1,300 円ぐらいで売っていると思います。そこら辺の小売店を圧迫してしまうのかなというようなこともございまして、うちとしての方針なんでしょうけれども、今のところは競合するような形では予定をしておりません。

○委員（中馬幹雄君）

今、縄文市場の話が出ましたけれども、ちなみに縄文市場への卸値は幾らですか。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

条例上の決まりがございまして、20L に関しましては割引制度はございませんので、うちの直売所で買うのと同じ 1,000 円で卸しております。

○委員（厚地 覺君）

10 億円の夢は夢で、今度、国道沿いの仮設販売で利便性がよければ、関平湯が足りないよという日が来るかもしれませんから、がんばっていただきたいと思えます。それと総事業費は 14 億円と、ざっと概算ですけども現在の積立てが 10 億円、あとの 4 億円は一般会計から持ち出すのか、それとも 26、27、28 年度の積立金で賄うのか、どのような計算をしていますか。部長、どうですか。最後の質問になるかも分かりませんよ。

○関平温泉・関平鉱泉所特任課長（武田繁博君）

結果的に申しまして、一般財源を投入する予定はございません。現在の基金積立額が平成 25 年度の決算状況におきまして、11 億 7,806 万 8,000 円でございます。これに 26 年度末に新たに 8,000 万

円弱積み立てる予定でございますので、おおよそ 12 億 5,000 万円程度でございます。しかしながらまだ 14 億円には足りませんので、これは製造機器に関する部分に関しまして、今年度の当初でも予算に上げましたけれども、債務負担行為を設定いたしました。その債務負担はリースで製造機器の残りの部分を導入することを計画しておりますので、日々の基金を少しずつを取り崩しながら賄っていかうと考えております。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 27 号及び議案第 28 号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 11 時 59 分」

「再 開 午後 1 時 10 分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それではこれより議案 8 件及び陳情 1 件の議案処理に入ります。議案番号順に行います。まず、議案第 2 号、霧島市手数料条例の一部改正について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 2 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、議案第 8 号、霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 8 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、議案第 18 号、霧島市立地企業等設備投資促進に関する条例の制定について自由討

議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。議案第 18 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 23 号、市道路線の廃止及び認定について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 23 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 23 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 24 号、字の区域の変更について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 24 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 24 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 26 号、土地の取得について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 26 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 26 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 27 号、請負契約の締結について自由討議に入ります。御意見はありませ

んか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 27 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 27 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 28 号、請負契約の締結について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 28 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、陳情第 1 号、市道小田・小浜線を加治木 J C に直結し国道 10 号線の渋滞と騒音を緩和して、住民の安心安全に資するため市道を増設するための陳情についての自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（新橋 実君）

今回の陳情は 7 名の方の署名がされていらっしゃると思います。その中で、やはり地元の自治会長さん、館長さん等の声はまだ聞こえていないような状況でありますので、やはりこういった方々のしっかりとした声も聞かせてほしかったなという思いがあります。

○委員（岡村一二三君）

先ほど、建設部長の話では本市の都市計画マスタープラン、それと始良市の都市計画マスタープラン、いずれも広域幹線道路として位置付けているというような話でございました。霧島市としても今後、事業実施に向けて引き続き関係機関と協議を行いながら検討をしていきたいということでありましたので、関係機関というのが国・県いろんな団体になると思いますので、ここは前向きに協議をしておいたほうがいいと思います。

○委員（新橋 実君）

先ほど、陳情者の話の中で、国道 10 号線が非常に混雑をするというようなことを言われておりました。以前、東九州自動車道を無料開放したとき、高速道路を使うことによって 10 号線の渋滞が大分解消されたというような状況もあったわけですけれども、今後、そういったことも含めて、先ほど岡村委員のほうからも話がありましたけれども、国・県含めて、あとネクスコですか、そういったと

ころとも協議をしていかれるという話もありましたので、一番いいのは、やはりそういった形で国分から加治木ジャンクションまで高速の無料化をしていただければ、道路も渋滞もなくスムーズに行くのではないかと思いますので、そういった協議も必要だと思いますので、そういった方向にしていただければと考えております。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員（岡村一二三君）

私は本件について先ほど部長の説明にもありましたが、本市の都市計画マスタープランにおいて現在、整備を進めている新川北線から西に向かって始良市まで結ぶ整備予定路線として位置付けているということでした。陳情書については、渋滞と騒音を緩和して、住民の安心安全な生活を守るため、当該市道を加治木ジャンクションに直結してもらうよう、署名を添えて陳情いたしますということですので、従って、趣旨に賛同してくださいということにして、市としては多大な事業費を要することから、今後も事業実施に向けて引き続き関係機関と協議を行いながら検討していきたいということでしたので、採択することにしたほうがいいということで討論を行います。

○委員（新橋 実君）

私はこの陳情第1号につきましては、採択することに反対の立場で討論に参加いたします。渋滞と騒音を緩和して、住民の安心安全な生活を守るということで、当該市道を加治木ジャンクションに直結してもらうよう、署名を添えて陳情いたしますということで、一つの選択肢しか考えられないというような状況でございます。先ほど議論の中でも出たわけですが、執行部の答弁の中でもあったように、方法はたくさんあると思うわけです。国道10号線の渋滞を緩和するためには、高速道路の無料化であったり、ほかの方法もあると思いますので、やはりいろんな形で国や県、ネクスコ等にしっかりとお願いをして、ほかの方法も含めて考えていただきたい。やはり高速の無料化が一番いいと思うわけですが、そういったことも含めてやっていくことによって、今のこの問題は解決するのではないかと思います。この市道を加治木のほうに結び付けることは大変な事業費を要すると思います。今からやっても国のほうも非常に多額の事業費を要するということで、市はお金はいらなくてもどちらにしても大きな税金が使われるわけですので、できるだけお金を使わないような形で、できましたら陳情者には、陳情自体に反対ではわけですが、やはり大事な陳情でありますので、陳情をもう1回出しなおしていただければ、採択することも可能だと思います。

○委員（新橋 実君）

先ほど陳情をもう1回出し直してもらったほうがいいというような話もしましたが、中身が少し加治木ジャンクションに直結するというような道路の話になっておりますので、この辺につきま

しては、やはりいろんな方法があるということで、私は趣旨にはもちろん賛同いたしますので、趣旨採択という形であれば賛同できますので、そういう形で対応していただければと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま採択すべきという意見と、趣旨採択すべきという意見が出ております。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかに御意見がなければ、ここで、採決方法にかかる採決を行います。陳情第1号について、趣旨採択の採決をすることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名、起立多数と認めます。したがって、ただいまから、趣旨採択の採決を行います。陳情第1号について、趣旨採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名、起立多数と認めます。したがって、陳情第1号は趣旨採択すべきものと決定いたしました。次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

〔「委員長一任」という声あり〕

それでは委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後1時53分」

「再開 午後2時10分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。

○委員（木野田誠君）

農業関係で霧島ブランドの話もいろいろと前から出ておりますけれども、霧島ブランド認証の制度も考えていったらいいんじゃないかと思います。それから農林漁業関係の政府の10か年計画、15のビジョンがあります。このビジョンも3月いっぱい出来上がるということですので、この辺の勉強会もしてはいいのではないかと思います。

○委員（中馬幹雄君）

この前、錦江漁業との語ろかいでもありましたけれども、下水道のこれからの地域拡大、そういうものについて計画等を聞いたらどうでしょうか。

○委員長（下深迫孝二君）

今、2項目出していただきましたけれども、そのほかにはないですか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ほかにはないようですので、その他、産業建設常任委員会の所管事務事項ということで、提出したいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。次にその他として何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程は全て終了いたしました。以上で産業建設常任会を閉会いたします。

「閉 会 午後 2 時 1 3 分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長